

熊本市マンション管理士派遣事業要綱

制定	平成21年	5月14日	市長決裁
改正	平成22年	4月1日	建築計画課長決裁
	平成22年10月	1日	建築計画課長決裁
	平成27年10月	14日	建築計画課長決裁
	令和4年	3月23日	住宅政策課長決裁
	令和5年	4月1日	住宅政策課長決裁
	令和5年10月	30日	住宅政策課長決裁
	令和8年	3月31日	市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、熊本市内のマンション管理組合からの相談等に対応するため、マンション管理士を派遣することにより、マンション管理に必要な知識・情報等を提供して管理組合の自立的運営や適切な管理を支援するとともに、マンションの良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に定めるところによる。

(派遣団体)

第3条 市長は、マンション管理士派遣について熊本市内のマンション管理士の団体（以下「派遣団体」という。）に依頼するものとする。

(派遣の内容)

第4条 1 派遣につき、派遣団体に属するマンション管理士1名を派遣するものとする。

2 前項により派遣されるマンション管理士（以下「派遣管理士」という。）は、次に掲げる事項の相談又は講座を行うものとする。

- (1) 管理組合の運営及び管理規約等に関すること。
- (2) 管理費及び修繕積立金等に関すること。
- (3) 管理委託契約等に関すること。
- (4) 長期修繕計画の作成及び見直しに関すること。
- (5) 大規模修繕工事に関すること。
- (6) 管理計画認定に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、マンションの維持管理に関すること。

3 派遣管理士は、当該業務において次に掲げる事項は行わないものとする。

- (1) 測定器等を使用した建物の精密測定及び詳細調査並びに建物診断
- (2) 設計及び工事並びに維持管理業務の受注及び発注並びに業者の選定及び紹介

- (3) 居住者間及び居住者と近隣住民との間の紛争解決及び権利調整
- (4) 営業活動又は勧誘
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前項の相談又は講座の実施の趣旨に合致しない事項

(派遣の回数及び時間)

第5条 マンション管理士の派遣回数は、原則として1管理組合当たり1年度3回までとし、派遣時間は、1回2時間とする。

(派遣の対象)

第6条 マンション管理士を派遣する対象とするマンションは、原則として次に掲げる全ての要件を満たすマンションとする。

- (1) 熊本市内に所在するマンション
- (2) 熊本市とマンション管理組合とのネットワークの形成維持をするための登録要綱に基づき登録されたマンション

(費用の負担)

第7条 マンション管理士の派遣に要する費用は、市が負担するものとする。ただし、会場費等マンション管理士に対する謝礼以外の費用を要するときは、管理組合が負担するものとする。

(派遣の申請)

第8条 マンション管理士の派遣を受けようとする管理組合の管理者等（以下「申請者等」という。）は、管理組合の集会又は理事会の決議に基づき、申請することができる。

- 2 前項の規定による申請が困難な場合は、区分所有者のおおむね10分の1以上又は議決権のおおむね10分の1以上を有するもの（以下、「共同申請者」という。）が共同でマンション管理士の派遣を申請することができる。
- 3 前2項の規定による申請の場合は、マンション管理士派遣申請書（様式第1号）を派遣希望日のおおむね20日前までに市長に提出しなければならない。

(派遣決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、内容の審査により派遣の適否を決定し、マンション管理士派遣通知書（様式第2号）により、申請者等に通知するものとする。

- 2 申請者等は、通知の日から2か月以内に派遣が完了するよう、派遣管理士と派遣の日時を調整するものとする。

(派遣依頼)

第10条 市長は、第8条の規定による申請があったときは、内容の審査により派遣の適否を決定し、派遣が適当と判断したときは、派遣団体に対しマンション管理士派遣依頼書（様式第3号）により、派遣を依頼するものとする。

- 2 派遣団体は、前項の依頼があったときは、通知の日から2か月以内に管理士を派遣するものとする。

3 派遣管理士は、速やかに申請者等と派遣の日時を調整するとともに相談内容を確認するものとする。

(実績報告)

第11条 派遣管理士は、マンション管理士派遣実績報告書(様式第4号)により、派遣終了後14日以内に派遣の実績を市長に報告しなければならない。

(謝礼)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、適切と認めるときは、派遣管理士に対し、謝礼として1回につき1人当たり10,000円を支払うものとする。

(秘密の厳守)

第13条 派遣団体及び派遣管理士は、当該業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(表)

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

熊本市長

(宛)

申請者または、共同申請者

住 所

団体名

代表者

連絡先

マンション管理士派遣申請書

マンション管理士の派遣を受けたいので、熊本市マンション管理士派遣事業要綱第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。

管理組合内での同意	<input type="checkbox"/> 同意を得ている(要綱第8条第1項に基づく申請) <input type="checkbox"/> 同意を得ていない(要綱第8条第2項に基づく共同申請)
マンションの名称	
派遣場所	熊本市
参加予定人数	名 (派遣管理士は除く)
担当者	氏 名 連絡先
派遣希望内容	コース <input type="checkbox"/> (1) 相談コース <input type="checkbox"/> (2) 講座コース
	種 別 <input type="checkbox"/> (1) 管理組合運営・管理規約等 <input type="checkbox"/> (2) 管理費・修繕積立金等 <input type="checkbox"/> (3) 管理委託契約等 <input type="checkbox"/> (4) 長期修繕計画の作成・見直し <input type="checkbox"/> (5) 大規模修繕工事 <input type="checkbox"/> (6) 管理計画認定 <input type="checkbox"/> (7) その他 ()
	内 容 (別紙添付可)

※共同申請の場合は、裏面もご記入ください。

(裏)

共同申請による理由等

共同申請による理由	<input type="checkbox"/> (1) 管理組合が未成立で理事長がいない。 <input type="checkbox"/> (2) 総会や理事会で否決された。 <input type="checkbox"/> (3) 理事長に派遣申請の提案等があったから概ね2ヶ月以内に理事長が申請しない。 <input type="checkbox"/> (4) その他 ()		
全住戸数		共同申請者戸数	

代表者以外の共同申請者

番号	住戸番号	氏名	印
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※1 代表者を除く、共同申請者の全員についてご記入ください。

※2 署名の場合、押印は不要です。

申請者または、共同申請者

住 所

団体名

代表者

熊本市長

印

マンション管理士派遣通知書

年 月 日付けで申請のあった熊本市マンション管理士派遣事業については、熊本市マンション管理士派遣事業要綱第9条第1項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

派遣の適否	
理 由	
派遣先団体名	
派遣場所	熊本市
マンションの名称	

※派遣管理士から連絡があります。

※通知の日から2か月以内に派遣が完了するよう、日時を調整し、必要に応じて打合せするなど派遣内容を確認してください。

派遣団体
住 所
名 称
代表者

熊本市長 印

マンション管理士派遣依頼書

年 月 日付けでマンション管理士の派遣について申請があったので、熊本市マンション管理士派遣事業要綱第10条第1項の規定により、次のとおり依頼します。

派遣先団体名		
派遣場所		熊本市
マンションの名称		
参加予定人数		名（派遣管理士は除く）
申請者または、 共同申請者		
担当者		氏名 連絡先
派遣希望内容	コース	<input type="checkbox"/> (1) 相談コース <input type="checkbox"/> (2) 講座コース
	種別	<input type="checkbox"/> (1) 管理組合運営・管理規約等 <input type="checkbox"/> (2) 管理費・修繕積立金等 <input type="checkbox"/> (3) 管理委託契約等 <input type="checkbox"/> (4) 長期修繕計画の作成・見直し <input type="checkbox"/> (5) 大規模修繕工事 <input type="checkbox"/> (6) 管理計画認定 <input type="checkbox"/> (7) その他（ ）
	内容 (別紙添付可)	

※通知の日から2か月以内に派遣が完了するよう、日時を調整し、必要に応じて打合せするなど派遣内容を確認してください。

熊本市長 (宛)

派遣管理士
住所
氏名

マンション管理士派遣実績報告書

年 月 日付け 第 号で派遣依頼のあった熊本市マンション管理士派遣事業については、熊本市マンション管理士派遣事業第11条の規定により、次のとおり報告します。

実施日時	年 月 日 () (午前・午後) 時 分 ~ (午前・午後) 時 分
派遣先団体名	
派遣場所	熊本市
参加人員	名 (派遣管理士は除く)
実施内容 (助言内容等)	
意見・感想等	

熊本市マンション管理士派遣事業が適正に実施されたことを報告いたします。

年 月 日

申請者または、共同申請者
団体名

代表者 _____ (署名)